

広島県農業再生協議会内部監査実施規程

平成16年	3月26日	制定
平成19年	4月10日	改正
平成20年	2月20日	改正
平成20年12月	8日	改正
平成21年	2月23日	改正
平成21年	4月14日	改正
平成21年	7月10日	改正
平成22年	4月26日	改正
平成23年	9月12日	改正

(趣旨)

第1条 広島県農業再生協議会規約（以下「協議会規約」という。）の業務及び資金管理に関する内部監査は、この内部監査実施規程により実施するものとする。

(監査員の指名)

第2条 内部監査を行う監査員は、複数名とし、会員の所属組織のうちから会長が指名する。

(内部監査の種類)

第3条 内部監査は、半期ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

(内部監査実施計画の作成等)

第4条 監査員は、内部監査責任者を1名定め、事前に内部監査実施計画を作成し、会長に報告するものとする。

(内部監査結果の報告)

第5条 前条の内部監査責任者は、内部監査の終了ごとにその結果をとりまとめた内部監査報告書を作成し、会長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた会長は、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。

3 第1項の内部監査報告書は、当該年度終了後5年間保管するものとする。

(内部監査結果の不適合の是正)

第6条 第4条の内部監査責任者は、内部監査の結果、不適合が認められた場合は、是正のための指示書を作成し、会長に報告するとともに、事務局長に指示するものとする。

2 前項の指示を受けた事務局長は、指摘された不適合事項について速やかに是正措置を講ずるものとする。

3 事務局長は、前項の是正措置が終了した場合には、速やかにその結果についての報告書を作成し、第4条の内部監査責任者に報告するものとする。

- 4 前項の報告を受けた第4条の内部監査責任者は、その内容を確認し会長に報告した上で、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。
- 5 第1項の指示書、第3項の報告書は、当該事業年度終了後5年間保管するものとする。

(雑則)

第7条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月10日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成20年2月20日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成20年12月8日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成21年2月23日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成21年4月14日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成21年7月10日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月26日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成23年9月12日から施行する。